

会費納入と会員制度に関する改善のお知らせ

庶務・会計担当理事及び事務局

1. はじめに

春の総会で会員種別の改訂が承認されましたが、1991年1月1日からの実施に向け、学会事務局および関係理事で準備を進めています。会員の方は、11月に予定している来年度分の会費請求で、新制度を始めて実感することになります。

会員種別の改訂を行ったのには、全ての会員に対して平等に学会としてのサービスを行うという考えがあったためです。そのため外国人会員制度を廃止し外国人と国内の会員とを区別しないようにしました。

常任理事会及び事務局では、これを機会に会員に対するサービスの強化についても更に検討を進め、会費納入方法の大幅な改善を行うことにしました。また、各種刊行物の価格についても見直しを行い、会員の優遇処置を若干強化することにしました。

以下に会員の方に関係する改善項目の概要をお知らせします。11月の会費請求の際には十分御注意下さい。

2. 会費の納入

2.1 会費の請求

(ア) 通常会員と個人の特別会員

会費を前納していただきます。毎年11月頃に会費納入の請求書を会員の方に送りますので、原則として12月末までに翌年の年会費を納めていただきます。

(イ) 団体会員、賛助会員および団体の特別会員

前納制ではありません。毎年9月頃に会費納入の請求書を送ります。

(ウ) 定期購読の研究ノート・予稿集等の代金

後払いです。会費の請求の際に前年分を一括請求します。しかし、不定期に購入するときはその都度代金を支払って下さい。

2.2 国内在住会員の会費納入方法

昨年までは郵便振替が主な納入方法でしたが、新たに銀行口座自動引落としとクレジットカードによる支払いを導入します。

特に銀行口座自動引落としは、一度手続きをされますとその後は毎年自動的に会員の銀行口座から会費が引き

落とされるので会員の手間がはぶけます。また、学会事務局の事務処理も軽減されますので、今まで郵便振替を利用していた会員は、出来るだけこの方法に切り換えて下さるようお願いします。

(ア) 銀行口座自動引落とし

毎年2月初旬に、会員の指定する金融機関の口座から自動的に会費を引落とします。金融機関は、銀行・商工中金・信用金庫・労働金庫・農協・信用組合等が利用できます。

会費請求の際に、詳しい案内と申込み用紙を送りますので手続きをして下さい。

(イ) クレジットカード

クレジットカードで会費を支払うことができます。会費請求の際に、カード番号・有効期限・署名を用紙に記入し学会事務局に返送して下さい。国内では VISA Card 及び Master Card (一部の Master Card を除く) が利用できます。

(ウ) 郵便振替

会費請求書に同封の郵便振替用紙を使って郵便局から気象学会の振替口座に振り込んで下さい。

(エ) 銀行振込

銀行で気象学会の銀行口座に振り込んで下さい。

(オ) グループ支払い

気象官署・大学・研究所等に所属する個人の会員には、所属機関の会員全員でグループを作り、会費等をまとめて学会に支払っていただく制度があります。この制度では、事務処理手数料として支払い総額の3%をグループの取りまとめ責任者にお渡します。詳細については学会事務局に問い合わせして下さい。

(補) 銀行口座自動引落としとクレジットカードの手料は学会が負担します。郵便振替や銀行振替の場合は、会員の方が窓口で支払う手数料は会員で負担して下さい。

2.3 国外在住会員の会費納入方法

従来は銀行小切手だけでしたが、新たにクレジットカードと国際郵便振替による会費の納入方法を導入します。

(ア) クレジットカード

会費請求の際に、カード番号・有効期限・署名を用紙に記入して学会事務局に返送して下さい。VISA Card と Master Card が利用できます。

(イ) 国際郵便振替 (Postal Giro)

手続きは国内の郵便振替とほとんど同じです。会費請求書にある気象学会の郵便振替口座番号宛振り込んで下さい。手数料は外国でも数百円(日本の郵便局から外国に送金する場合で400円)と、銀行小切手(日本の銀行で約2,100円)より割安です。主にヨーロッパ諸国で利用できます。

(ウ) 銀行小切手

従来通り各国の銀行発行の小切手も受付ます。

2.4 国外在住会員の負担する手数料

(ア) 郵送手数料

機関誌やその他刊行物を郵送する際に、航空便や国際書留を指定された場合は、料金は会員の負担となります。航空便は1回につき¥800、国際書留は¥350です。

(イ) 会費納入に係わる手数料

クレジットカードの手料金は学会が負担します。また、従来会員に負担して頂いていた銀行小切手の取り立て手数料は廃止します。国際郵便振替の場合、郵便局窓口で支払う手数料は会員が負担して下さい。

2.5 今回の会費納入時期

事務局では、新制度のもとでの会費請求の準備を進めています。その作業が若干遅れています。11月予定の会費請求が遅れる可能性がありますので、御了承下さい。

3. 会員種別

3.1 新会員種別

新しい会員の種別は以下のようになります。新設の特別会員以外の年会費は従来と同じです。

(1) 通常会員

本会の目的に賛同する個人で、A会員とB会員に分かれています。

A会員 機関誌「天気」の配布を受ける個人
会費年額 5,500円

B会員 機関誌「気象集誌」と「天気」の配布を受ける個人
会費年額 10,300円

但し、在学中の会員(学生会員)の会費は、A会員が年額3,500円、B会員が年額6,500円。

通常会員は、役員の選挙権と総会での議決権を有しません。

(2) 特別会員

本会の目的事業に賛同する個人または団体で、「気象集誌」の配布を受けます。

個人 会費年額 6,000円

団体 会費年額(一口) 9,000円

(3) 団体会員

本会の目的事業に賛同する団体で、A会員とB会員があります。

A会員 「天気」の配布を受ける団体
会費年額(1口) 7,200円

B会員 「気象集誌」と「天気」の配布を受ける団体
会費年額(1口) 14,400円

(4) 賛助会員

本会の事業を後援する個人または団体。「天気」と「気象集誌」を希望に応じて配布します。

会費年額 30,000円以上

(5) 名誉会員

本会に特に功労のあった者で、総会で推薦された会員。会費、大会参加費、投稿料等は全て無料です。

3.2 会員種別の変更

(1) 外国人会員

現行の外国人会員制度は廃止となります。外国人会員の方は、通常会員・団体会員・特別会員のどれかに自動的になります。各会員には、会費請求の際に新しい会員種別をお知らせします。

(2) 団体A会員(集誌のみの配布)

従来の団体A会員で集誌だけ配布を受けている会員は、新しい会員種別では特別会員(団体)となります。会費請求の際に新しい会員種別をお知らせします。

4. 入会

4.1 入会の条件

従来、入会申込みには気象学会会員一名の推薦が必要でしたが、これからは推薦者なしで申込みます。常任理事会の承認を経て会員となれます。また、入会金もありません。

4.2 申込み手続き

学会事務局(本部または支部)から入会申込書を取り寄せ、必要事項を記入した上、1年分の会費を添えて、学会事務局に提出して下さい。入会手続き完了後、「天気」で新入会員として公表します。